

対象工事	補助対象となる項目の例		見積金額
1 融雪槽設置	対象	融雪機本体（水槽、ノズル、操作盤、揚水ポンプ、排水ポンプ、落下防止金物、蓋など）、掘削・据付・運搬費、砂利入れ、ボーリング費（打込み費）、排水管接続、電気工事、残土処分など	(A) 円
2 融雪機設置	対象	融雪機本体、掘削・据付・運搬費、砂利入れ、油配管敷設、排水管接続、電気工事、残土処分など	(A) 円
3 ロートヒーティング	対象	掘削、砂利入れ、電気工事（ヒーティングユニットなど）、舗装など	(A) 円
補助対象工事費合計 (税 込)	(A) 円 (C) 円	工事費 合計 (税 込)	(A) 円 (円)
補助申請額 補助対象工事費×1/10（上限 10 万円）			(D) 円

（注 1）申請者が旭川市暴力団排除条例第 2 条第 2 号の暴力団員又は同条例第 7 条の暴力団関係事業者である場合は、補助金の交付は受けられません。

（注 2）申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。